

# 【水俣市】 燃料油等価格高騰対策補助金

## 申請受付期間

令和4年10月3日（月）～11月30日（水）

## 補助対象経費

令和4年4月～9月までの間の任意の2か月における事業で使用した燃料油等の支払いにかかった経費

※ガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス、LPガスが対象

## 補助対象要件

- ①市内に事業所を有し、事業を継続している法人又は個人事業主であること  
※ただし、農業、林業、漁業、ガス業、熱供給業、燃料小売業は除く
- ②暴力団関係団体及び暴力団関係者でないこと
- ③補助対象経費について、他の制度で助成・補助等を受けていないこと

## 補助金額

令和4年4月～9月までの間の任意の2か月における燃料油等購入数量（L）に35円を乗じた額

※補助上限額50万円 ※補助金額が5万円未満の場合は対象外

※プロパンガス、LPガスはリットルに換算して算出（ $1\text{m}^3=4\text{L}$ ）



申請方法等については、裏面をご確認ください。

## 申請方法

### ①申請書等様式を準備

- 1) 水俣市ホームページからダウンロード
- 2) 市役所経済観光課窓口（水俣市役所2階）配布

### ②その他書類の準備

- 燃料油等購入数量及び支払いが確認できる書類（領収書等）
- 水俣市内における継続的な事業活動が証明できる書類（履歴事項全部証明書、確定申告書の写し等）
- 申請者名義の口座番号が確認できる書類（通帳の表紙と通帳を開いた1・2ページ目の写し）

### ③経済観光課窓口（水俣市役所2階）または郵送にて申請

※郵送の場合、令和4年11月30日（水）当日消印有効

#### 【申請・お問い合わせ】

〒867-8555  
水俣市陣内一丁目1番1号  
水俣市経済観光課経済振興室  
TEL:0966-61-1628

水俣市HPはこちら

